

(一社) 日本ウオーキング協会表彰規定細則

(目 的)

第1条 (一社) 日本ウオーキング協会(以下「JWA」という) 表彰規定第4条、選考基準の定めるところにより、JWA表彰規定細則(以下「細則」という) を制定する。

(表彰等の種類)

第2条 表彰の種類は、次の通りとする。

1. 功績表彰
2. 感謝表彰
3. 特別表彰

(選考基準)

第3条 選考基準は、次の通りとする。

1. 功績表彰(表彰状)

(1) JWA及び県ウオーキング協会(以下「県協会」という) 等の役員として運動の推進に貢献し、10年以上従事し、その功績が特に顕著な個人。

但し、毎年度10名以内とする。

(2) JWAが、JWAの発展に10年以上協力し、その功績が特に顕著な者と判断した個人又は団体。

但し、毎年度個人は10名以内、団体は5団体以内とする。

(3) 県協会等が県協会の発展に10年以上協力し、その功績が特に顕著な者としてJWAに推薦した個人又は団体。

但し、毎年度個人は1県2名以内、団体は1県1団体とする。

2. 感謝表彰(感謝状)

(1) JWA会長が特に推薦した個人又は団体。

但し、毎年度個人、団体とも若干名とする。

(2) JWA正会員として10年以上在籍した会員に対し、10年毎に表彰する。

3. 特別表彰(表彰状)

JWA会長が特に推薦した個人又は団体。

但し、毎年度個人、団体とも若干名とする。

(推薦者)

第4条 被表彰者の推薦は、別に定める様式により、毎年、通常総会の2ヶ月前にJWAに提出する。

(被表彰者等の記録)

第5条 JWA事務局は被表彰者等の表彰記録を作成し保管することとする。

(改 定)

第6条 本規定の改定は、表彰規定第8条の「規定の改廃」により行う。

(付 則)

第7条 本細則は平成5年6月5日から施行する。

2. 本細則は平成10年5月2日に一部改定する。

3. 本細則は平成21年4月10日に一部改定する。